

第4章 石川県環境総合計画

県では、平成16年3月に「ふるさと環境条例」を制定し、その中で、今後の目指すべきビジョンと各主体のとるべき行動を示すとともに、令和2年3月には条例の目指すところを具体化した新たな「石川県環境総合計画」を策定しました。

令和4年9月には、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けた国の地球温暖化対策計画の改定等、本県の環境保全に関する状況の大きな変化を踏まえ、「石川県環境総合計画」を一部改定しました。

企業にとってはこういった行政計画の内容を把握しておくことにより、スムーズに環境保全活動に取り組むことができ、企業内の省エネやリサイクルを推進し、経済効率を上げ、さらには、新たな環境関連産業へ進出する足がかりにもなります。

第2章と第3章で環境保全に関する主な法令と条例について概説してきましたが、本章では、「石川県環境総合計画」の中で、主に企業活動に関係する、

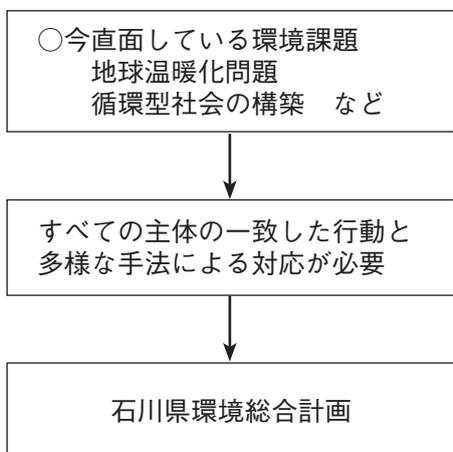
- ・ 県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減（第1章（1）①）
- ・ 循環型社会の形成（第2章）
- ・ 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進（第5章）

について、「目指す環境の姿」、「行動目標」及び「事業者の取組」を中心に概説しています。

1 石川県環境総合計画とは？

「石川県環境総合計画」は、「ふるさと環境条例」に基づく、県民、事業者、民間団体、行政等が協働して石川の環境を守り育てていくための行動指針としての役割を果たす計画です。

この計画は、地球温暖化防止、循環型社会の構築、自然と人との共生など、本県を取り巻く環境全般について、目指すべき環境の姿、その実現のための道すじ、具体的な行動目標及び各主体ごとの取組内容をできるだけ分かりやすく盛り込んだものです。



環境総合計画推進キャラクター
“エコッピー”

計画は、2編から構成されています（以下に計画の構成図を掲げます）。

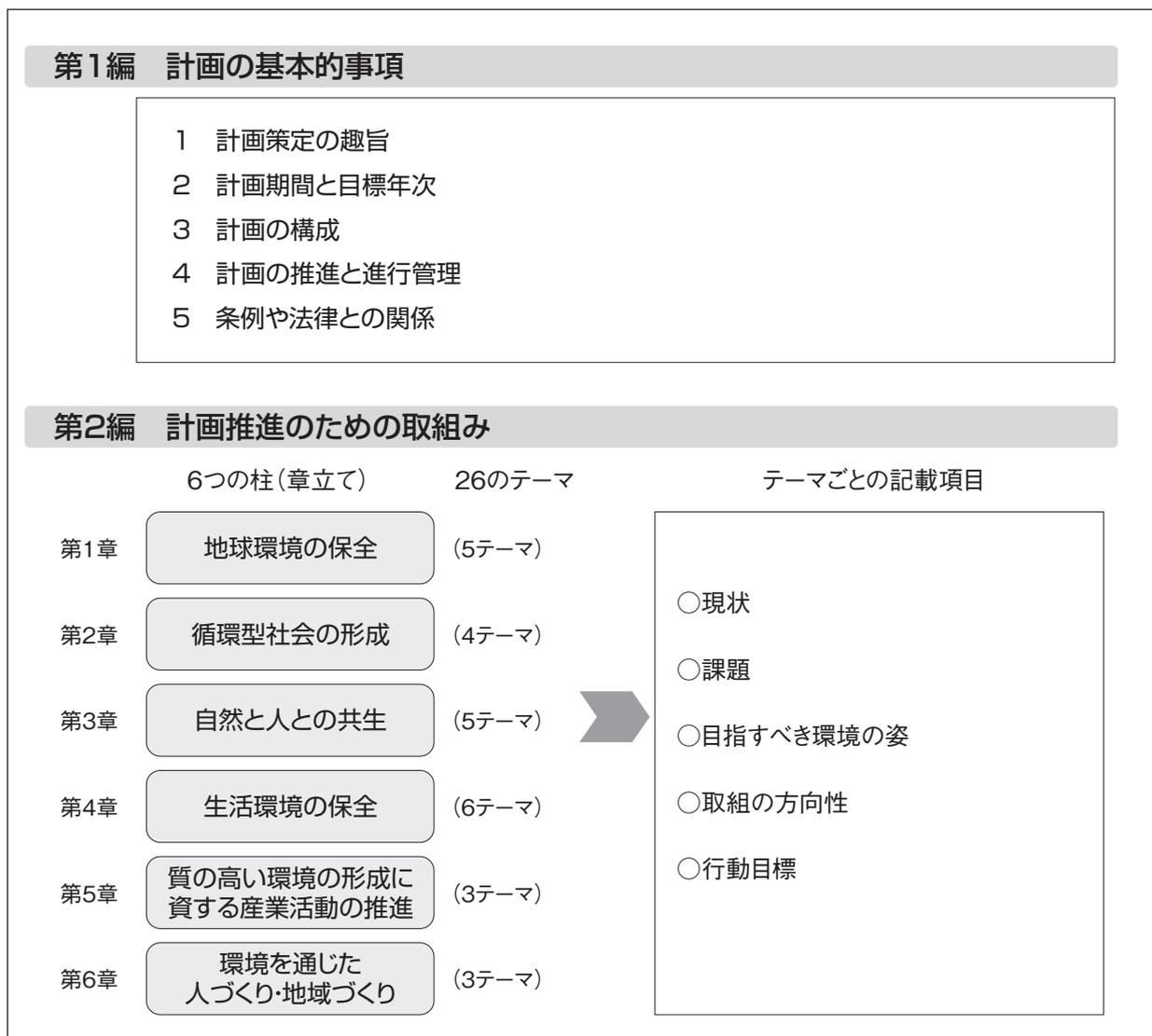
第1編は、「計画の基本的事項」で、「計画策定の趣旨」、「計画期間と目標年次」、「計画の構成」、「計画の推進と進行管理」、「条例や法律との関係」について示しています。

第2編は、「計画推進のための取組み」で、6つの柱を立て、それぞれの柱ごとにその目的に沿った環境施策項目を設定しています（全体で26項目）。

そして、各項目ごとに、「現状」「課題」「目指すべき環境の姿」「取組の方向性」「行動目標」を示しています。

行動目標は、県民、事業者、行政が協働して取り組むことを基本にして設定し、全体で87項目あります。

図 環境総合計画の構成（概要）



(問合せ先) 石川県環境政策課

電話076-225-1463 FAX 076-225-1466

2 県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減

(石川県環境総合計画 第1章(1)①)

カーボンニュートラルの推進については、世界的な課題であると同時に、県民全てに関わる身近な問題でもあります。県では、令和4年9月に「2050年カーボンニュートラル宣言」を行うとともに、ふるさと環境条例に、県民、事業者、行政等が密接に連携しながら、その実現を目指すことを規定しました。

カーボンニュートラル実現に向けて、県民の理解と実践を促進していくことや、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入を進めます。さらには、全国に比べて家庭部門や運輸部門の温室効果ガスの排出割合が高いという本県の特徴を踏まえた実効性のある取組を推進します。

● 県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減

【目指すべき環境の姿】

長期目標：2050年までに県内の温室効果ガス排出量の実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指します。

中期目標：2030年度の温室効果ガス排出量を50%削減します。（2013年度比）。

【行動目標（抜粋）】

指標名	目標値
家庭版環境ISO認定家庭（エコファミリー）数	120,000家庭
地域版環境ISO認定地域数	120地域
学校版環境ISO認定学校数	県内全校
エコ保育所・幼稚園・認定こども園の認定数	全園の7割
新築住宅に占めるZEH（ZEH Nearly,ZEH Orientedを含む）の割合	24%
ゼロエネ住宅アドバイザー認定者数	200人
事業者版環境ISO、工場・施設版環境ISO登録事業所数	1,000事業所
乗用車における環境配慮型自動車（EV,PHV,FCV,HV）が占める割合	26%
EV,PHV,FCVの普及台数	6,400台



3 循環型社会の形成（石川県環境総合計画 第2章）

廃棄物の排出量は横ばいまたはゆるやかな減少傾向であり、廃棄物の排出抑制と循環的利用のさらなる促進が課題となっています。

今後は全ての消費者や事業者が、自ら排出量を削減したり、製品をできる限り長く利用したり、副産物等を新たな原材料として再生利用したりすることが求められています。

その上で、現状の技術をもってしても循環資源として利用できない性状のものだけを、適正に埋立処分して管理していくことが必要です。また、廃棄物の不法投棄、野外焼却、不適正保管などの不適正処理の防止策の強化や原状回復の仕組みづくりが課題となっています。

(1) 廃棄物等の排出抑制

【目指すべき環境の姿】

- ・廃棄物等の排出抑制や分別排出が徹底され、循環資源の再使用や再生利用・熱回収、廃棄物の適正な処分の確保とあいまって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が極力低減されています。

【行動目標（抜粋）】

指標名	目標値
事業者版環境ISO、工場・施設版環境ISO登録事業者数	1,000事業所

(2) 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

【目指すべき環境の姿】

- ・循環資源の再使用、再生利用、熱回収の徹底により、貴重な資源やエネルギーとして有効利用されています

【行動目標（抜粋）】

指標名	目標値
産業廃棄物の最終処分量	72千トン
下水汚泥の有効利用率	73%
美味しいいしかわ食べきり協力店の登録店舗数	1,650店舗

(3) 適正な処分

【目指すべき環境の姿】

- ・廃棄物が適正に処理されるとともに、非常災害時においても適正かつ円滑・迅速に処理されることにより、生活環境が保全され、安全・安心な暮らしが確保されています。

【行動目標（抜粋）】

指標名	目標値
産業廃棄物の最終処分量（再掲）	72千トン
電子マニフェストの普及率	70%
PCB廃棄物の保管事業者数	0事業場

(4) 不適正処理の防止

【目指すべき環境の姿】

- ・廃棄物の不法投棄などの不適正処理による環境汚染や景観破壊が生じることなく、安全・安心な暮らしが確保されています。

【行動目標（抜粋）】

指標名	目標値
電子マニフェストの普及率（再掲）	70%

4 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進

(石川県環境総合計画 第5章)

本県には、環境ビジネスに結びつくすぐれた環境があり、また、環境マネジメント活動に取り組む事業者が多く存在するなど環境ビジネスが発展する潜在力があると考えられます。さらに、エコ農業者の増大やグリーン・ツーリズム、地産地消の推進など第1次産業が持つ環境保全機能を維持・発揮する取組が進んでいます。

こうした取組を進め、質の高い環境の形成に資する産業活動を推進するためには、環境マネジメント活動に取り組む事業者の更なる増大、環境ビジネスの実態把握、第1次産業が持つ環境保全機能の維持・発揮への取組の成熟の必要性、さらには、これらに対する支援のあり方といった課題があります。

(1) 環境に配慮した産業活動の推進

【目指すべき環境の姿】

- ・あらゆる事業活動において、環境に配慮した取組が浸透することにより、産業と環境との調和が保たれています。

【行動目標（抜粋）】

指標名	目標値
事業者版環境ISO、工場・施設版環境ISO登録事業者数（再掲）	1,000事業所
産業廃棄物の最終処分量（再掲）	72千トン

(2) 環境ビジネスの推進

【目指すべき環境の姿】

- ・本県の地域資源を活用した環境ビジネスの創出・育成が図られ、環境と経済の好循環が形成されています。

【行動目標（抜粋）】

指標名	目標値
いしかわエコデザイン賞の受賞件数	200件

